

障企発0331第3号  
平成29年3月31日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長  
（公印省略）

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

標記については、平成3年9月26日社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会局厚生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名により通知しているところですが、今般、同通知を別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

## 記

### 1. 改正の趣旨

平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」が平成29年3月31日厚生労働省告示第137号により改正され、平成29年4月1日から適用されることになったことに伴い、対象物品の定義の見直しを行うものであること。

### 2. 改正の内容

盲人用秤の対象範囲の拡大、視覚障害者用拡大読書器の定義の見直し